毎週 火曜日・金曜日 (祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大 分 県

編集

箇年 三万八千八百八十円

Ħ

次

則

職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例施行規則の一部改正…………… 同表の有価証券、

出資による権利等の項中

//

に改める。

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附

則

大分県職員宿舎規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成三十年三月三十日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

め

行令第六条」を「不動産登記規則第百十三条第一項」に、「同施行令」を「同規則」に改

同表の無体財産権等の項中「種苗法」の下に「(平成十年法律第八十三号)」を加え、

「|出資による

を

「 | 出資による

(平成十七年法務省令第十八号)第九十九条」に改め、同表の建物の項中「不動産登記法施

「不動産登記法施行令(昭和三十五年政令第二百二十八号)第三条」を

大分県会計規則の一部改正…… 大分県建築基準法施行細則の

○ 規

則

都市計画法による開発行為許可申請の手続に関する規則の 大分県マリンカルチャーセンター利用規則の一部改正……

部改正

大分県規則第三十号

효 四 四 四

大分県職員宿舎規則

(昭和三十九年大分県規則第八十一号)の一部を次のように改正す

大分県職員宿舎規則の一部を改正する規則

る。

一部改正………

平 成三 + 年

号

 \equiv

月

+

別表第一の土地の項中

|学校用地| "

__ -を

鉄道用地

「不動産登記規則

に、

「|学校用地

五十年」を「より借地権

0)

当該存続期間」に改める。

픘

第二十五条第一項第二号ただし書中「よる特約をするときは、

日

(金曜日)

存続期間を設定するときは、

株明文堂印刷

(定価

る。

第二十条第六号中「不動産」を「財産」に改める。

大分県報号外

大分県規則第二十九号

大分県県有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

則

この規則は、

平成三十年四月一日から施行する。

状

に改める。

第十七条第一項中「現状に回復し」を「原状に回復し、」に改める

第二号様式の宿舎使用の条件(4)及び第二号様式の二の宿舎使用の条件(4)中

第十四条第一項中「千四百円」を「三千円」に改め、

「及び振興局長」

を削る。

「現状」を「原

大分県県有財産規則

(昭和三十九年大分県規則第二十八号)の一部を次のように改正す

平成三十年三月三十日

大分県県有財産規則の一部を改正する規則

大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

(規則

平成三十年三月三十日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

大分県規則第三十一号

大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則

る。 大分県職員住宅管理規則 (昭和三十一年大分県規則第百号) の一部を次のように改正す

別表第二の中津教職員住宅 (KR2号) の項を削る。

則

この規則は、 平成三十年四月一日から施行する。

大分県食の安全・安心推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広

瀬 勝

貞

大分県規則第三十二

大分県食の安全・安心推進条例施行規則の一部を改正する規則

のように改正する。 大分県食の安全・安心推進条例施行規則(平成十七年大分県規則第六十一号)の一部を次

に 第二十四条中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」 「第二十条第四項」を「第六十五条第六項」に改める。

この規則は、 平成三十年四月一日から施行する。

大分県産業振興条例施行規則の 一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬

勝

貞

大分県規則第三十三号

大分県産業振興条例施行規則の一部を改正する規則

大分県産業振興条例施行規則 (昭和三十八年大分県規則第七十四号)の一部を次のように

改正する。

に改める。 第一号様式付表二 (その二) の注1中 「ホテル営業、旅館営業」や「旅館・ホテル営業」

第三号様式中「※2※」を 「第5米」に改める。

> 附 則

(施行期日

1 公布の日から施行する。 この規則は、 平成三十年六月十五日から施行する。ただし、 第三号様式の改正規定は、

(改正前の大分県産業振興条例施行規則に定める様式による用紙に関する経過措置)

2 は、 改正前の大分県産業振興条例施行規則第一号様式付表二(その二) 当分の間、 所要の補正をして使用することができる。 の規定による用紙

職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する

平成三十年三月三十日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

大分県規則第三十四号 職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例施行規則の一部を改正

する規則

職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例施行規則(平成二十五年大分県規

則第二十八号)の一部を次のように改正する。

め 別表第一のメカトロニクス系(メカトロニクス系)の項中「三〇〇」を「三二〇」に改 同表の電力系(電力系)の項中「三九〇」を「三八〇」に改め、同表の第一種自動車系

機械操作基本実習

種自動車系)

第一

の項中 3 工作基本実習

安全衛生作業法 を 3 安全衛生作業法

2

工作基本実習

に改め、

同

表の設備施工系(設備施工系)の項中「給排水設備」を「給排水衛生設備」に、 [00]

の第一種情報処理系 を「三一○」に改め、同表の機械系(機械系)の項中「三五○」を「三七○」に改め、同表 (第一種情報処理系)の項中「一五○」を「一○○」に、 三五〇」を

則

「三〇〇」に改める。

(施行期日

この規則は、 平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置

2 訓練を受けている者に対してこの規則による改正後の職業能力開発校等の行う職業訓練の この規則の施行の際現に、メカトロニクス科及び機械加工科に係る普通課程の普通職業

ところにより行われる訓練の教科の科目、 う職業訓練の基準等を定める条例施行規則 当該普通職業訓練を受けている者の受けたこの規則による改正前の職業能力開発校等の行 メカトロニクス科及び機械加工科に係る普通課程の普通職業訓練を行う場合においては、 基準等を定める条例施行規則 に定めるところにより行われる当該訓練における教科の科目を省略し、 (以下「新規則」という。) 別表第一に定めるところによる 訓練期間及び訓練時間に応じて、新規則別表第 。 以 下 「旧規則」という。)別表第一に定める 並びに訓練期間

3 課程の普通職業訓練を受けている者に対してこの規則の施行後に行われる普通課程の普通 際現に旧規則別表第一に定めるところによるメカトロニクス科及び機械加工科に係る普通 の普通職業訓練を行うことができない特別な事情がある場合において、この規則の施行の 新規則別表第一に定めるところによるメカトロニクス科及び機械加工科に係る普通課程

及び訓練時間を短縮することができる

職業訓練については、 なお従前の例によることができる

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝

貞

大分県規則第三十五号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則 (昭和二十五年大分県規則第六十九号)の一部を次のように改正す

あつて、同表の2の(1)の表の第2欄に定める確認済ゼラチン等以外のもの」 い、「(5」や 質、家さん由来たん白質又は魚介類由来たん白質」や「2の(1)に定める動物由来たん白質で 表の6の項とし、同表の4の項中「1の(1)のケ、ロ又はサに定めるほ乳漁動物由来たん日 別表の5の項中「入って」を「入つて」に、「一つで」を「へだので」に改め、 (6) に改め、同項を同表の5の項とし、 同表の3の項の次に次のように加える。 同項を同

複合肥料 て使用された液状窒素肥料又は液状 チオ硫酸アンモニウムが原料とし

ください。 入つていますから 、つていますから 過剰施用に注意すると もに 施用後一週間以内は播種しないで この肥料には チオ硫酸アンモニウムが

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

大分県県有種畜の無償貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広

瀬 勝

貞

大分県規則第三十六号

大分県県有種畜の無償貸付けに関する規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 大分県県有種畜の無償貸付けに関する規則 (昭和四十四年大分県規則第五十二号) の一部

第七条第一項中「行なう」を「行う」に改める

第八条第三項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

この規則は、 平成三十年四月一日 から施行する

県有種畜の貸付等に関する規則の 一部を改正する規則をここに公布する

平成三十年三月三十日

大分県知事

広 瀬

勝

貞

大分県規則第三十七号

県有種畜の貸付等に関する規則(昭和三十年大分県規則第二十八号)の一部を次のように 県有種畜の貸付等に関する規則の一部を改正する規則

改正する。

める。 第十六条中 「農業災害補償法」を 「農業保険法 (昭和二十二年法律第百八十五号)」に改

則

この規則は、 平成三十年四月一日から施行する。

有害鳥獣捕獲規則を廃止する規則をここに公布する

平成三十年三月三十日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

大分県規則第三十八号

有害鳥獣捕獲規則を廃止する規則

有害鳥獣捕獲規則 (昭和四十一年大分県規則第百四号)は、 廃止する。

大分県報号外

(規則

平成三十年三月三十日

この規則は、 平成三十年四月一日から施行する。

大分県マリンカルチャーセンター利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

大分県知事

広

瀬

勝

貞

平成三十年三月三十日

大分県規則第三十九号

大分県マリンカルチャーセンター利用規則の一部を改正する規則

ように改正する。 大分県マリンカルチャーセンター利用規則(平成四年大分県規則第二十号)の一部を次の

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える

2 ターの利用を休止する。 第二条の規定にかかわらず、平成三十年四月一日から当分の間、マリンカルチャーセン

この規則は、 平成三十年四月一日から施行する。

都市計画法による開発行為許可申請の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公

平成三十年三月三十日

布する。

大分県知事 広 瀬 勝

貞

大分県規則第四十号

都市計画法による開発行為許可申請の手続に関する規則の一部を改正する規則

四号)の一部を次のように改正する。 都市計画法による開発行為許可申請の手続に関する規則 (昭和四十五年大分県規則第六十

く。)」を加える。 第四条中「で行う開発行為」の下に「(開発区域の面積が一へクタール以上のものを除

第七条中「又は政令第三十六条第一項第三号二」を削る。

第七条の二中「で行う開発行為」の下に「(開発区域の面積が一へクタール以上のものを

除く。)」を加える。

第四号様式の表を次のとおり改める。

第4号様式(第3条関係

(贵

紦 IID K \geq 筷 查 Ħ

所 麗氏名

上記の者は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第82条第1項に規定する立入検査を行うことができる者であることを証明する。

Д

日生

併 Ш

大分県知事

併 Ш で発用

有効期限

改める。 第四号様式の裏中 「指定都市等の長」や「市町村長」に、 「各号の1」を「各号の一」に

第七号様式中「玉記」を「次」に改める。

第十三号様式中

「都市計画法第34条第9号

都市計画法施行令第36条第1項第3号ニの規定により、次のとおり届け出ます。 を

「都市計画法第34条第13号の規定により、次のとおり届け出ます。」 こおるる。

第十七号様式の二中「令第34条第1項第3号ロ」を「政令第34条第1項第3号ロ」に改め

則

3

一日から施行する。 この規則は、公布の日から施行する。 ただし、第四号様式の改正規定は、 平成三十年四月

平成三十年三月三十日

大分県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

大分県知事

広

瀬

勝

貞

大分県規則第四十一号

大分県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

大分県建築基準法施行細則(昭和四十六年大分県規則第八十一号)の一部を次のように改

正する。

第十五条第一号及び第二十二条中「第十三項」を「第十四項」に改める。第九条中「第四十八条第十五項」を「第四十八条第十六項」に改める。

ß

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

大分県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝

貞

大分県規則第四十二号

大分県会計規則の一部を改正する規則

関係書類により納入義務者を確認した上で」に改める。第三十九条第三項中「納入義務者名及び金額を記載した書類を添え」を「申請書その他の大分県会計規則(昭和四十九年大分県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第六十条第一項中「自動口座振替」の下に「(複数月分を一括して支出する場合を除げる経費について複数月分を一括して支出するときは、六月以内の見積額」を加える。第五十八条第一号中「見積額」の下に「。ただし、第五十六条第六号から第八号までに掲

く。)」を加える。

の資金にそれぞれ」を加える。
の資金にそれぞれ」を加える。
の資金にそれぞれ」を加える。
の資金にそれぞれ」を加える。
の資金にそれぞれ」を加える。
の資金にそれぞれ」を加える。
の音金にそれぞれ」を加える。
の音金にそれぞれ」を加える。
の音金にそれぞれ」を加える。
の音金にそれぞれ」を加える。

第一班」 班 め、同表の大分県教育センターの項中「総務課長」を「総務企画部長」に改める 総務班」 税事務所の項中「中部振興局の総務班」を 務事務センター庶務担当の班総括、」に、 土木事務所、日田土木事務所及び宇佐土木事務所の項中「総務班」を 別表第四の知事部局の項中「班総括(」を「班総括(総務部の課(所、室)にあつては総 に、 「西部振興局の総務第一班」に改め、同表の国東土木事務所、 に改め、 を「南部振興局の総務第一班」に、 「南部振興局の総務班」 同表の保健所の項中「東部振興局の総務班」を「東部振興局の総務第一 を「南部振興局の総務第 「あつては、」を「あつては」に改め、同表の県 「中部振興局の総務第一班」に、「南部振興局の 「西部振興局の総務班」を「西部振興局の総務 班に、 佐伯土木事務所、 「西部振興局の総務 「総務第一班」 に改 竹田

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

大分県報号外

(規則